

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針

特定非営利活動法人障害者雇用創造センター

1. 指針の目的

特定非営利活動法人障害者雇用創造センター（以下「法人」という）は、下記に掲げる事項を目的として、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（以下「指針」という）を定め、利用者の安全確保を図ることとする。

- ① 利用者の使用する施設・事業所における食器その他の設備又は飲用に供する水、医薬品及び医療器具等について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずること。
- ② 感染症が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備すること。
- ③ **【指針を適用する主な感染症】** インフルエンザ・胃腸炎（ノロ・ロタ等）・肝炎（A～E型）・食中毒（黄色ブドウ球菌・O157等）・メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）・新型コロナ・その他、国内でパンデミックが発生した新型ウイルス等

2. 指針の適用範囲

指針は、法人所属の職員全てに適用する。

3. 体制

感染対策委員会の設置

① 目的

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する。感染対策委員会(以下「委員会」という)を施設に設置する。

② 委員会の構成

感染対策委員会は次に掲げる者で構成する。

- ア) 管理者(施設全体の管理責任者。委員長を務める。)
- イ) サービス管理責任者（感染防止推進担当者、感染症に関する現場情報の収集・報告・感染まん延防止に沿った介護の提供）
- ウ) 生活支援員・職業指導員・就労支援員（本人・家族への情報提供、心理的サポート）
- エ) 食品衛生管理責任者（食事・食品衛生面の管理）
- オ) その他（外部の感染症の専門家など）

③ 感染対策推進担当者の設置

感染対策推進担当者（以下「推進担当者」という）を定め、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する。

推進担当者はサービス管理責任者とする。管理者及び推進担当者は日常業務や委員会活動を通じ、施設の感染対策全般を推進・進捗管理を行う。

施設長は平常時から感染予防対策に努めるとともに感染症が発生した際には感染拡大を防ぐために職員に適切な指示を行う。

④ 委員会の業務委員会は、推進担当者の召集により定例開催（3か月に1回）するほか、必要に応じて適宜開催し、「感染症及び食中毒の予防」と「感染症発生時の対応」のほか、次に掲げる事項について審議する。

ア) 施設・事業所内感染対策の立案

イ) 指針・マニュアルなどの作成・更新

ウ) 施設・事業所内感染対策に関する、職員への研修の企画及び実施

エ) 新規利用者の感染症既往情報の把握

オ) 利用者・職員の健康状態の把握

カ) 地域での感染に関する情報収集、分析、対策計画の策定

キ) 各部署での感染対策実施状況の把握、分析、評価

ク) その他、感染対策に関すること

⑤ 委員会の開催・活動記録は5年間保存する。電磁的媒体による保存も可能とする。

4. 職員研修の実施

事業所職員に対し、感染対策の基礎的な内容など適切な知識を普及・啓発するとともに、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を目的とした「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修」を推進担当者及び委員会の企画により、以下の通り実施する。

① 新規採用者に対する研修 新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育研修を行う。

② 職員を対象とした定期的研修 職員を対象に、推進担当者・委員会が作成する年度計画書を基に定期的な研修を年2回以上開催し衛生教育の徹底を図る。

③ 記録の保管 職員研修の実施記録は、5年間保存する。電磁的媒体による保存も可能とする。

5. 訓練（シミュレーション）の実施

感染症対応能力を高めるために、具体的な設定条件の下での訓練（シミュレーション訓練）を以下のとおり実施する。

① 対象者 全職員を対象とする

② 実施回数 年2回（必要に応じて2回以上）実施する

③ 実施方法 訓練対象となる感染症、原因物質、対応場面（嘔吐時など）を設定し、発生の具体的な対応方法について、実技を用いた実践形式で訓練する。

6. 平常時からの感染予防策

(1) 職員自身の標準予防策

感染症発生の情報がない場合でも、日頃から感染防止を実践する組織的な体制を整備し以下の標準予防策を実施する。

- ① 出勤前の検温
- ② 出退勤時の手洗い・うがい・手指消毒・出勤時検温
- ③ 勤務中のマスク着用
- ④ 共有物の使用前等を含めたこまめな手洗い・手指消毒
- ⑤ 体調不良時の早期報告・出勤停止・利用者との接触制限
- ⑥ 利用者宅訪問前後の手指消毒

<標準予防策 3つのポイント> 1. 感染の有無にかかわらず、血液などの体液(汗を除く)は、感染性があるものとして素手で扱わない。 2. 粘膜面も素手で扱わない。 3. 正常でない皮膚には素手で触れない。

(2) 利用者への呼びかけ

利用者へも感染症予防のために以下のお願いをする。ただし、体調や障害等の状況でそれが不可能な場合には強要することはしない。

- ① 飲食時の手洗い・うがい・手指消毒
- ② 送迎・利用時の乗車前検温・到着時検温・手洗い・手指消毒
- ③ 利用時のマスク着用

(3) 家族および来所者への呼びかけ

- ① 来所時の手指消毒・マスク着用
- ② 体調不良時には入館制限など接触の制限

(4) 施設・事業所内の衛生管理の徹底

環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理などについて、次の通り定める。

- ① 環境の整備 施設・事業所内の環境の清潔を保つため、以下の事項について徹底する。
 - ア) 整理整頓を心がけ、こまめに清掃を行う。
 - イ) 清掃については、床消毒は必ずしも必要としないが、1日1回湿式清掃し、乾燥させる。
 - ウ) 使用した雑巾やモップは、こまめに洗浄、乾燥する。
 - エ) 床に目視し得る血液、分泌物、排泄物などが付着している時は、ディスポーザブル手袋（以下、手袋）を着用し、0.5%の次亜塩素酸ナトリウムで清拭後、湿式清掃して乾燥さ

せること。

オ) トイレなど、利用者が触れた設備（ドアノブ、取っ手など）は、次亜塩素酸ナトリウム消毒液を噴霧し、清拭後乾燥させること。

カ) 浴槽のお湯の交換、浴槽の清掃・消毒などは定期的実施すること。

キ) 業務で他職員と共用する電話機・パソコン機器・OA機器・車輛等は使用後に都度、湿式清掃する。

ク) 事務所内のデスクは職員同士が正面で向き合うことが無いように配置するか、間にアクリル板等の遮蔽物を設置し飛沫を防止する。

ケ) 接客用の面談席・相談カウンターにもアクリル板等の遮蔽物を設置し飛沫を防止する。来客対応終了後は湿式清掃・乾燥させる。

コ) 事業所内及び業務で使用する車輛については常に換気を行う。

サ) 消毒剤は濃度 70%以上のアルコールを主として使用する。

② 排泄物の処理 排泄物の処理については、以下の2点を特に徹底すること

ア) 利用者の排泄物、吐瀉物を処理する際には、手袋やマスクをし、汚染場所及びその周囲を、0.5%の次亜塩素酸ナトリウムで清拭し、乾燥させること。

イ) 処理後は十分な手指の洗浄と消毒をし、含嗽を実施すること。

③ 血液・体液の処理 職員への感染を防ぐため、利用者の血液など体液の取り扱いについては以下の事項を、特に徹底すること。但し、むやみに恐れ、利用者、家族、職員の尊厳を侵すことの無いよう、的確な情報収集と最新の情報提供、周知するよう努める。

ア) 血液などの汚染物などが付着している場合は、手袋を着用して、まず清拭除去した上で、適切な消毒液を用いて、清拭消毒すること。なお、清拭消毒前に、まず汚染病原体量を極力減少させておくことが清拭消毒の効果を高めることになるので注意すること。

イ) 化膿した患部に使用したガーゼなどは、他のゴミと別のビニール袋に密封し、直接触れないように感染性廃棄物とし、分別処理すること。

ウ) 手袋、帽子、ガウン、覆布（ドレープ）などは、使い捨て製品を使用し、使用後は、ビニールに密封し、適切な場所で指定の方法で処理、廃棄を行うこと。

（5）日常のケアにかかる感染対策

① 標準的な予防策 標準的な予防策と特に留意すべき具体策については、以下の通りとする

ア) 適切な手洗い

イ) 適切な防護用具の使用（手袋、マスク、ガウン）

ウ) 利用者ケアに使用した機材等の取り扱い 鋭利な器具の取扱い、廃棄物の取り扱い、周囲環境対策

エ) 血液媒介病原対策

オ) 利用者配置の工夫

カ) 血液・体液・分泌物・排泄物・傷や創傷皮膚などに触れるとき ⇒手袋を着用し、手袋を外した時には液体石鹼と流水にて手洗いをする

キ) 血液・体液・分泌物・排泄物などが飛び散り、目・鼻・口を汚染する恐れのあるとき ⇒マスク、必要に応じて（推進担当者から指示があった時など）ゴーグルやフェイスシールド（使用時には必ずマスクを併用すること）

ク) 医療廃棄物処理のとき

⇒針刺し事故防止のため注射針のリキャップはせずに、医療廃棄物専用容器へ廃棄すること

② 手洗いについて 汚れがある時は、一般の液体石鹼と流水で手指洗浄を実施する。排泄物等の汚染が考えられる場合には、流水による手洗いを行う。

<手洗いにおける注意事項>

ア) 時計や貴金属は外す（爪は短く切れているか、伸びていないかもチェックする）。

イ) 手を流水ですすぐ程度に洗う。

ウ) 液体石鹼を使用し、指間や手首あたりなど洗い残しやすい部位に留意しながらよく手洗いをする。

エ) 使い捨てのペーパータオルを使用する。

オ) 水道栓の操作は手では触れず、手首やひじなどで行う。

カ) 手を完全に乾燥させる。

キ) 必要時は更に、擦式の消毒液をワンプッシュ分しっかりと手から手首にかけて擦り込み、完全に乾燥させる。

ク) タオルは使い捨て紙タオルとし、布タオルの共用はしない。

ケ) その後、必要な清潔操作や処置に入る前に、不潔な部位（頭髪など）に触らないように気をつける。

⑥ 日常の観察

ア) 職員は異常の兆候をできるだけ早く発見するため、利用者の体の動きや声の調子、大きさ、食欲、睡眠パターンなど、日常から注意して観察し、以下に掲げる利用者の健康状態の異常を発見したら、速やかに医師、相談すること。

<注意すべき症状>

主な症状 要注意のサイン

発熱

◎ぐったりしている

- ・意識がはっきりしない
- ・呼吸がおかしい 体が異常に熱いなど全身状態の不良
- ◎発熱症状以外に、嘔吐・下痢・悪寒などの症状がある。
- ◎体に原因不明の発疹がある。

嘔吐

- ◎発熱・腹痛・下痢もあり、便に血液が混入している。
- ◎発熱し、体に原因不明の発疹がある。
- ◎発熱し、意識がはっきりしていない。

下痢

- ◎便に血液が混入している。
- ◎尿量が少ない、濃縮尿である、口（舌）が渇いている。

咳・咽頭痛 鼻水

- ◎熱があり、痰がらみの咳をしている。
- ◎痰がからむなどして呼吸が苦しそう、しづらそう。

皮膚の異常（発疹など）

- ◎牡蠣殻状の厚い鱗屑が、体幹、四肢関節の外側、骨の突出部など、圧迫や摩擦の起こりやすい所に多くみられ、非常に強い痒みがある。（但し、痒みを伴わない場合がある）
- ◎指間や手首、脇から肩にかけて、陰部や関節の接触する部位に、発赤疹やトンネル様の皮膚の盛り上がりがあり、痒み（特に夜間や体が温まった時に強い）を伴う。

*原因不明の発熱や嘔吐、下痢、皮膚異常、擦過傷や打撲痕などは、必ず原因を明らかにすること。 *『様子を見る』ならば、適切な期限を決めて評価し、必ず結論を出すこと。

7. 感染症発生時の対応

(1) 感染症の発生状況の把握 感染症や食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、以下の手順に従って施設長に報告する体制を整備すること。

- ① 職員は利用者の健康管理上、感染症や食中毒を疑ったときは、速やかに利用者や職員の症状の有無・発生日時・発生の場所などについて記録し、管理者およびサービス管理責任者に報告すること。
- ② 事業所管理者は、感染症または食中毒の疑いのある状況を職員から報告を受け、診断が確定した場合、施設内の職員に必要な指示を行うとともに、疾患の適応する法律に則り、定められた行政への報告を行う。また、必要時は理事長へも報告する。

(2) 感染拡大の防止

職員は感染症もしくは食中毒が発生したとき、またはそれが疑われる状況が生じた時には、管理者およびサービス管理責任者に報告するとともに拡大を防止するため速やかに以下の

事項に従って対応すること。

① 職員

ア) 発生時は、手洗いや排泄物、嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大することのないよう、利用者との接触を制限するなどの措置を行うこと。

イ) 医師・理事長・管理者の指示を仰ぎ、必要に応じて施設・事業所内の消毒を行うこと。

ウ) 医師・施設長・管理者や看護師長の指示に基づき、感染した（疑いを含む）利用者と家族の了解を得て、感染した利用者の隔離などを行うこと。

エ) 別に定める「感染症マニュアル」にしたがい、個別の感染対策を実施すること。

③ 管理者・サービス管理責任者

ア) 感染の拡大状況に応じて、保健所に報告する。

イ) 必要に応じて職員への周知と、利用者・家族への情報提供と状況の説明を行う。

ウ) 必要に応じて、関係事業所や取引業者への情報提供も行う。

(3) 関係機関との連携

感染症若しくは食中毒が発生した場合は、以下の関係機関に報告して対応を相談し、指示を仰ぐなど緊密に連携をとること。

- ・協力医療機関の医師、医療機関
- ・津島保健所（一般相談窓口 0567-26-4137）
- ・愛西市（保健福祉部 社会福祉課 0567-55-7115）

(4) 医療処置

感染症もしくは食中毒が発生、又はそれが疑われる状況の発生について報告を受けた際には、感染症の重篤化を防ぐため、症状に応じた医療処置を速やかに行うとともに、管理者・サービス管理責任者・総務課と協議し、職員に対して必要な指示を出すこと。

(5) 行政への報告

① 市担当部局への報告

管理者・サービス管理責任者は、次のような場合、迅速に市担当者へ報告するとともに、地域保健所へも対応を相談すること。

《報告が必要な場合》

ア) 同一の感染症や食中毒による、またはそれらが疑われる死亡者・重篤患者が、1週間以内に2名以上発生した場合。

イ) 同一の感染症や食中毒の患者、またはそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合。（注1）

ウ) 通常の発生動向を上回る感染症などの発生が疑われ、特に施設長・事業所管理者が報

告を要すると認めたもの。（注1）同一の感染症などによる患者等が、ある時点において、10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合であって、最初の患者などが発生してからの累積の人数ではないことに注意する。

エ) 他に市町村が認める場合

② 報告する内容

ア) 感染症又は食中毒が疑われる利用者の人数

イ) 感染症又は食中毒が疑われる症状

ウ) 上記の利用者への対応や施設における対応状況など

③ 地域保健所への届出

医師が感染症法、結核予防法又は食品衛生法の届出基準に該当する患者またはその疑いのある者を診断した場合には、これらの報告に基づき地域保健所への届出を行う必要がある。

一般相談窓口

津島保健所

電話：0567-26-4137

開設時間：午前9時から午後5時まで（平日のみ）

愛知県感染症対策局感染症対策課医療体制整備室感染症グループ

電話：052-954-6272

開設時間：午前9時から午後5時まで（土日・祝日も実施）

8. その他（マニュアルの整備、指針の閲覧及び公表等）

（1）指針等の更新 指針及び感染症対策に関するマニュアル類などは、委員会において、年1回定期的に見直し、必要に応じて改正し、改正時には改正内容を全職員に周知徹底する。

（2）指針の閲覧 本指針は、利用者および家族等の希望があった場合にはすぐに閲覧できるようにしておく。

<附則>

本方針は、令和4年4月1日から適用する。

令和5年4月1日 改正

令和6年4月1日 改正